

愛知県版 確認の申請書 記入要領・記入例

木造 2階建 住宅（軸組構法）

-構造規定・意匠規定・省エネ（仕様基準）-

編集	愛知県特定行政庁等連絡会
編集協力	公益社団法人 愛知建築士会
	公益社団法人 愛知県建築士事務所協会

問合せ先	愛知県建築局建築指導課
	構造審査グループ（構造規定）
	確認第一グループ（意匠規定）
	建築環境グループ（省エネ仕様基準）

愛知県版 確認の申請書 記入要領・記入例の使用にあたって

- ① 愛知県版 確認の申請書 記入要領・記入例は、確認の申請書に添付する仕様表等を作成するうえでの記入要領及び記入例を示しています。
- ② 2階建て以下、延べ面積 300 ㎡ 以下かつ高さ 16m以下の木造建築物（軸組構法）を対象としています（平家建 200 ㎡以下を除く）。
- ③ 愛知県版 確認の申請書 記入要領・記入例における【 】は、該当条文、参考文献等の略称及び当該文献等の頁数等を示します。
- ④ 以下の表における太字の参考文献は、確認の申請書の作成にあたり特に有効と思われるため、内容を御確認いただくことをお勧めします。

該当条文及び参考文献等	略称
建築基準法	法
建築基準法施行令	令
昭和〇年建設省告示	昭〇建告
平成〇年国土交通省告示	平〇国交告
2 階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル（令和 6 年 1 1 月第 3 版時点）	マニュアル
2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書	黄色本
建築構造審査・検査要領-実務編 審査マニュアル-2018 年版	スカイツリー本
木造軸組工法住宅の許容応力度設計 2017 年版	グレー本
瓦屋根標準設計・施工ガイドライン	瓦ガイドライン
建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事	JASS5
建築工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事	JASS6
小規模建築物基礎設計指針	小規模基礎設計指針
2018 年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理	改良地盤
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	標仕
平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）	技術情報
省エネ技術解説テキスト（令和 5 年 11 月時点版）	テキスト
設計・監理資料集（令和 5 年 11 月時点版）	資料集

※木造工事標準図等を添付し、当該図面に明示すべき事項を記載することを推奨します。

（□を□としている明示すべき事項は、木造工事標準図等を添付することにより該当規定が適合と判断できます。）

※一般社団法人東京都建築士事務所協会又は公益財団法人日本住宅・木材技術センター等において木造工事標準図等を購入することができます。



（一社）東京都建築士事務所協会

愛知県版 確認の申請書 記入要領・記入例の利用における注意事項

- ① 本書はマニュアルをもとに作成した例示等であり、すべての建築基準関係規定への適合性を保証するものではありません。
- ② 規則第 1 条の 3 第 6 項より、本書は添付図書の合理化により仕様表等にまとめる対応としております。（マニュアル P.23）
- ③ 柱の小径（令第 43 条）及び壁量計算（令第 46 条）については、令和 7 年 4 月 1 日改正の新基準をもとに作成しております。
- ④ 特記の無い単位は[mm]を示します。



（公財）日本住宅・木材技術センター

構造規定・意匠規定

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	構造部材の耐久性 (令第 37 条)	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置	・ 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置を記入。 記入例 ☐ 構造耐力上主要な部分：腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置 ☐ その他（ ） 【令第 37 条】 【マニュアル P.28～P.29】
	支持地盤 (令第 38 条)	支持地盤の種別及び位置	・ 地盤調査を行う場合は、地盤調査の方法を記入。 記入例 ☐ 地盤調査 ☐ 有 ☐ 無 ☐ スクリューウエイト貫入試験※旧スウェーデン式サウンディング試験 ☐ 標準貫入試験 ☐ 平板載荷試験 ☐ その他（ ） 【令第 93 条】 【H13 国告第 1113 号第 1】 【マニュアル P.116】 【黄色本 P.561～566】
			・ 液状化の有無を記入。 記入例 ☐ 液状化 ☐ 有 ☐ 無 参考文献 1：小規模建築物のための液状化マップと対策構法 参考文献 2：宅地耐震設計マニュアル（案） 参考文献 3：液状化地域ゾーニングマニュアル 参考文献 4：各市町村の地震ハザードマップ 【黄色本 P.85～P.86、P.90】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	基礎及び支持地盤 (令第 38 条)	支持地盤の種別及び位置	・ 支持地盤の種別及び位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 支持地盤の種別及び位置：砂質地盤（GL-200） ☐ 支持地盤の種別及び位置：粘土質地盤（GL-600） ☐ 支持地盤の種別及び位置：シルト質砂地盤（GL-1, 700） ☐ その他（ ） 【令第 38 条第 3 項】 【黄色本 P.85～P.90】
		基礎の種類	・ 基礎の種類を記入。 <u>記入例</u> ☐ くい基礎 ☐ 鉄筋コンクリート べた基礎 ☐ 鉄筋コンクリート 布基礎 ☐ その他（ ） 【令第 38 条第 3 項】 【マニュアル P.117】 【黄色本 P.85～P.90】
			・ 地盤改良を行う場合は、地盤改良の工法等を記入。 <u>記入例</u> ☐ 地盤改良 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 浅層混合処理工法 （ 工法名_____ 性能証明番号等_____ 改良体強度_____ ） ☐ 深層混合処理工法 （ 工法名_____ 性能証明番号等_____ 改良体強度_____ ） ☐ 小口径鋼管杭工法 （ 工法名_____ 性能証明番号等_____ ） ☐ 地盤置換工法 （ 工法名_____ 性能証明番号等_____ ） ☐ その他（ 工法名_____ 性能証明番号等_____ ） 【令第 38 条第 3 項】 【黄色本 P.82～P.88、 P.572～573】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	基礎及び支持地盤 (令第 38 条)	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	• 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置を記入。 記入例 ☐ 基礎の底部の位置：GL-240 根入れ深さ：GL-240 ☐ その他（ ） 【令第 38 条第 3 項】 • 地盤改良を行う場合は、地盤改良の先端の位置を記入。 記入例 ☐ 浅層混合処理工法深さ (GL-600) ☐ 深層混合処理工法深さ (GL-1700) ☐ 小口径鋼管杭工法深さ (GL-600) ☐ その他（ ） 【令第 38 条第 3 項】
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	• 地盤改良を行う場合は、改良地盤の支持力の検討書等を添付。 記入例 ☐ 深層混合処理工法の長期鉛直支持力：50kN/m² ☐ 浅層混合処理工法の長期鉛直支持力：50kN/m² ☐ 小口径鋼管杭工法の長期鉛直支持力：50kN/m² ☐ その他（ ） 【令第 38 条第 3 項】 【令第 93 条】 【平 13 国交告第 1113 号第 2】 【黄色本 P.561】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	基礎及び支持地盤 (令第 38 条)	基礎の底部に作用する荷重 の数値及びその算出方法	・地盤の許容応力度の数値を記入。 記入例 ・地盤調査に基づく場合は、地盤調査報告書（地盤の許容応力度の算定含む。）等を添付。 ☐地盤の許容応力度：50kN/m² 根拠：スクリーウエイト貫入試験結果による。 ☐地盤の許容応力度：50kN/m² 根拠：平板載荷試験結果による。 ☐その他（ ） 【令第 93 条】 【H13 国告第 1113 号第 1】 【マニュアル P.116】 【黄色本 P.561～566】 ・着工後に地盤調査を行う場合であっても、令第 38 条第 2 項への法適合確認は必要となるため、地盤の許容応力度の根拠資料を添付。 記入例 ☐地盤の許容応力度：50kN/m² 根拠：令第 93 条 安定した既存の宅地で砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないもの）による。 ☐地盤の許容応力度：50kN/m² 根拠：近隣の標準貫入試験結果による。 ※地盤調査報告書（地盤の許容応力度の算定含む。）等を添付 ☐その他（ ） 【令第 38 条第 3 項、令第 93 条】 【マニュアル P.116】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	屋根ふき材等 (令第 39 条)	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	・屋根ふき材の仕様（種別ほか）を記入。 記入例 ・種別 ☐ 屋根ふき材：瓦 ☐ 屋根ふき材：ガルバニウムカラー鋼板 ☐ 屋根ふき材：スレート材 ☐ その他（ ） ・固定方法 ☐ 平部：全数固定 棟部：ねじ固定 軒・けらば：ねじ 3 本固定 ☐ 公共木造工事標準仕様書による ☐ メーカー仕様書による ・屋根ふき材等(太陽光パネル含む)及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合 ☐ 有効なさび止め又は防腐のための措置を実施 ・屋根ふき材が瓦の場合は、以下も記入。 記入例 ☐ 屋根ふき材の固定方法 - 全ての瓦を緊結 - 部材別の構造方法 1) 平 部：棧瓦をくぎ等で下地に緊結。ただし、F 形の棧瓦を使用する場合にあっては、2 本以上のくぎ等で下地に緊結。 2) 棟 部：下地に緊結した金物に芯材を取り付け、冠瓦をねじで当該芯材に緊結。 3) 軒 部：J 形の軒瓦又は S 形若しくは F 形の棧瓦を 3 本以上のくぎ等で下地に緊結。 4) けらば：袖瓦を 3 本以上のくぎ等で下地に緊結。 ※くぎ等：くぎ（容易に抜け出さないように加工されたものに限る）又はねじ 【令第 39 条第 2 項】 【昭 46 建告第 109 号第 1 第二号及び第三号】 【マニュアル P.28、P.121】 【黄色本 P.91～P.92】 【瓦ガイドライン 1.2.2 構造方法】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	木材の品質 (令第 41 条)	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	・ 木材の規格 (JAS) 又は等級 (無等級含む) を記入。 記入例 ☐ 木造工事標準図等において以下を記入 ☐ 部位毎に樹種、区分、等級、含水率 ☐ 耐力上の欠点のないこと ☐ 横架材、柱材、筋かい等、その他：無等級※ 耐力上の欠点のないこと ※無等級材とは旧製材の日本農林規格(昭和 42 年農林水産省告示第 1842 号)第 10 条におけるひき角類 1 等の格付け基準に適合するもの。(黄色本 P. 512) ☐ 水平材 (土台、大引、根太、梁等)：JAS 製材 すぎ 甲種構造材 1 級 垂直材 (柱、小屋束)：JAS 製材 すぎ 乙種構造材 E50 耐力上の欠点のないこと ☐ その他 () 【令第 41 条】 【マニュアル P.28～29、P.130】 【黄色本 P.99】
	土台及び基礎 (令第 42 条)	土台の設置及び固定方法	・ 土台の設置及び固定方法を記入。 記入例 ☐ 柱脚の固定方法：土台 120×120 (ヒノキ 無等級材※) 土台の固定方法：A. BOLT M12+座金 厚 4.5×40 角×14φにより緊結。柱から 200 以内に設置 (@2,700 以内) ※無等級材とは旧製材の日本農林規格(昭和 42 年農林水産省告示第 1842 号)第 10 条におけるひき角類 1 等の格付け基準に適合するもの。(黄色本 P. 512) ☐ その他 () 【令第 42 条】 【マニュアル P.28～P.29】 【黄色本 P.512】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	柱の小径 (令第 43 条)	柱の有効細長比	・ 柱の有効細長比λを求める。 ※λの算定は、マニュアル P. 112～113 参照 《算出方法例》 ① 柱に接合する横架材（土台、胴差し、はり及びけた）の相互間の垂直距離を Lk[mm]とする 1) 管柱：柱の長さ＝Lk 2) 通し柱で、階のけた及びはりと金物等で十分緊結： 柱長さの 1/2＝Lk 3) 通し柱で、2 階のけた及びはりと金物等で十分緊結されていない： 柱の長さ＝Lk ※吹抜けに面した柱の Lk は、マニュアル P. 113 参照 ② (柱の小径[mm]) ÷ 3.46 を iy とする。※$\sqrt{12} \doteq 3.46$にて算定 ③ $Lk \div iy = \text{有効細長比 } \lambda$ ($\lambda \leq 150$) ☐仕様表 ☐その他（ ） 【令第 43 条第 6 項】 【マニュアル P.28～29、P.112～113】 【黄色本 P.104】
		柱断面の欠き取り	・ 柱断面の欠き取りの有無及び補強方法を記入。 <u>記入例</u> ☐柱断面の欠き取り(1/3 以上)有：1/3 以上欠き取る場合は適切に補強 補強方法：☐金物 ☐木材による添え板補強 ☐柱断面の欠き取り(1/3 以上)無 ☐その他（ ） 【令第 43 条第 4 項】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	柱の小径 (令第43条)	2階建ての隅柱	・階数が2以上の建築物における各階の隅柱の仕様を記入。 記入例 ☐ 通し柱 ☐ 管柱を水平力が作用したときの上下階の柱間に生じる引張力に十分抵抗できる接合耐力を有する補強をする（N値計算による） ※N値計算結果が0の場合も、H12 告第1460号表3（い）以上の金物を設置 ☐ その他（ ） 【令第43条第5項】 【マニュアルP.114】 【グレー本P.39】
		柱の小径	・令第43条に規定する基準への適合性審査に必要な事項を記入。 ☐ 新基準 ☐ 旧基準 ※別途旧基準への適合性を示す図書を添付 ・横架材間距離を記入。 ☐ 横架材間距離 1階 小径135 横架材間相互間の垂直距離の最大：2844 柱の小径と横架材間内法寸法の比率：135/2844=1/21.1 2階 小径135 横架材間相互間の垂直距離の最大：2730 柱の小径と横架材間内法寸法の比率：135/2730=1/20.3 ・柱の小径を記入。 ※面材（構造用合板、せっこうボード等）が取り付く方向については記入不要（マニュアルP.108） 記入例 ☐ 柱の小径：135 ☐ 早見表による※該当する部分を示したものを添付 ☐ 表計算ツールによる。※入力したものを添付 ☐ 平12 告第1349号第2の構造計算による※構造計算の結果及びその算出方法を添付 ☐ その他（ ） 【令第43条第1項】 【マニュアルP.28～P.29、P.108～112】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	防腐措置等 (令第 49 条)	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	・木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である場合、下地の仕様を記入。 記入例 ☐該当なし ☐外壁の下地に透湿防水シートを用い、その外側に通気層を設け、外壁下端に水切りを設ける。1 階床下の換気を十分に確保し、床下からの湿気を防湿シートと防湿コンクリートで遮断する。 ☐その他 () 【令第 49 条第 1 項】 【マニュアル P.131】 【黄色本 P.141】 【グレー本 P.44】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	防腐措置等 (令第 49 条)	構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1m 以内の部分の防腐又は防蟻措置	・構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1m 以内の部分の防腐又は防蟻措置を記入。 記入例 ☐木造工事標準図等 ☐構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1m 以内部分の防腐・防蟻措置 ・使用する木材は、耐久性の高い樹種または防腐・防蟻処理木材を使用すること。 ・人体への安全性及び環境への影響について配慮された薬剤を使用すること。 ☐処理方法は特記なき限り下記による。 ☐構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台 地盤面から 1m の範囲で防腐・防蟻処理 ☐薬剤の加圧注入による防腐防蟻処理。 1)「製材の日本農林規格」の保存処理の性能区分 K2 から K4 までに適合するものとし、適用部位及び保存処理性能区分は特記による（特記の記入要）。 2)JIS K 1570 に定める加圧注入用木材保存剤を用いて JIS A 9002 による加圧式保存処理を行う。 3)加圧注入処理を行ったのち、加工、切断、孔あけ等をおこなった箇所は、薬剤塗布の処理を行う。 ☐その他（ ） ※構工法上の工夫による方法や高耐久性樹種の心材を用いる方法による場合は、雨仕舞、水仕舞、換気等に配慮した慎重な建築計画とすること 【令第 49 条第 2 項】 【マニュアル P.131】 【黄色本 P.141～142】 【標仕 12.3.1】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	はり等の横架材 (令第 44 条)	はり、けたその他の横架材に関する事項	・ はり、けたその他の横架材に関する事項を記入。 <u>記入例</u> ☐ 中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み：欠き込みなし ☐ その他 () 【令第 44 条】 【マニュアル P.123】 【黄色本 P.107】
	筋かい (令第 45 条)	筋かいの断面寸法、筋かいの仕口の金物、柱断面の欠き取りの有無及び補強方法	・ 引張筋かいの断面について記入(15×90 以上の木材又は径 9mm 以上の鉄筋)。 <u>記入例</u> ☐ 引張筋かい：15×90 ☐ 鉄筋 Φ9 ☐ その他 () 【令第 45 条第 1 項、令第 45 条第 3 項】 【マニュアル P.28～P.29】
			・ 圧縮筋かいの断面について記入(30×90 以上の木材)。 <u>記入例</u> ☐ 圧縮筋かい：30×90 ☐ その他 () 【令第 45 条第 2 項】 【マニュアル P.28～P.29】
			・ 筋かいの仕口の金物について記入。 <u>記入例</u> ☐ 筋かいの仕口の金物：筋かいプレート BP2(Z マーク表示金物又は同等認定品) ☐ その他 () 【令第 45 条第 3 項】 【マニュアル P.28～P.29】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	筋かい (令第 45 条)	筋かいの断面寸法、筋かいの仕口の金物、柱断面の欠き取りの有無及び補強方法	筋かいの欠き込み <u>記入例</u> ☐筋かいの欠き込み：原則欠き込みなし。 必要な場合はたすき部補強：両面から短冊金物(S)当て、六角ボルト(M12 締め)スクリークぎ(ZS50)打ち ☐その他 () 【令第 45 条第 4 項】 【マニュアル P.28～P.29】
	構造耐力上必要な軸組 (令第 46 条)	主要な梁断面寸法	主要な梁せいを記入。 <u>記入例</u> ☐主要な梁せい：120×120～240（スギ） ☐その他 () 【令第 46 条第 1 項】 【マニュアル P.28～P.29】
		床組み及び小屋はり組の隅角部の火打ち材又は構造用合板の仕様	床組み及び小屋はり組の隅角部に火打ち材（火打ち土台、2 階床火打ち、小屋火打ち）、構造用合板、構造用パネル(1 級、2 級又は 3 級)又はパーティクルボードを記入。 <u>記入例</u> ☐床組み：構造用合板（厚）24 ☐小屋はり組：火打ちばり（木製又は Z マーク鋼製火打ち同等品） ☐振れ止め：設置(雲筋かい(13×90 程度 N50 2 本打ち)) ☐最下階床組み：火打ち土台 スギ (45×90) UB 及び土間床部分は除く ☐最下階床組み：鉄筋コンクリートの基礎立上り部に土台をアンカーボルトで緊結 【令第 46 条第 3 項】 【マニュアル P.28～P.29、P.127～P.128】 【グレー本 P.43】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	構造耐力上必要な軸組 (令第46条)	壁量基準	壁量基準（耐震・耐風）を記入 <u>記入例</u> ☐ 筋かい（30×90 シングル ダブル）配置図壁量平面図による。 ※耐力壁（筋かい）の幅の最小値は90cm、かつ、階高/幅は3.5以下（目安） ※耐力壁（面材）の幅の最小値は60cm、かつ、階高/幅は5.0以下（目安） ※令第46条表1及び昭56建告第1100号の壁の組み合わせ（2つ以上の併用）は、同告示に定める組み合わせによる壁倍率となる（最大値7） ※いわゆる傾斜軸組の角度が60度未満であれば屋根、60度を超えれば壁とみなす（傾斜軸組を支持する柱が必要） 【令第46条第4項】 【マニュアルP.28～P.29】 【グレー本P.42、P.55、P.82、P.83】
	継手・仕口 (令第47条)	継手・仕口等の接合方法	- 筋かい端部の接合方法を記入。 ☐ 仕様規定による ☐ 構造計算（令第82条第一号から第三号）による ※構造計算の結果及びその算出方法を添付 - 緊結方法を記入。 <u>記入例</u> ☐ 緊結方法：筋かいプレート（BP2等）Zマーク表示金物又は同等認定品 ☐ その他（ 【令第47条第1項】 【平12建告第1460号第一号】 【マニュアルP.28～P.29】 【黄色本P.131】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	継手・仕口 (令第 47 条)	継手・仕口等の接合方法	• その他の柱頭・柱脚の接合方法を記入。 ☐仕様規定による ☐構造計算（令第 82 条第一号から第三号）による ※構造計算の結果及びその算出方法を添付 • 緊結方法を記入。 <u>記入例</u> ☐緊結方法：かど金物（CL-P 等）Z マーク表示金物又は同等認定品 ☐その他（ ） 【令第 47 条第 1 項】 【平 12 建告第 1460 号第三号】 【マニュアル P.28～P.29】 【黄色本 P.131】
			• 耐力壁両側柱頭・柱脚の接合方法を記入。 ☐仕様規定による ☐N 値計算法による※N 値計算書添付 ☐構造計算（令第 82 条第一号から第三号）による ※構造計算の結果及びその算出方法を添付 • 緊結方法を記入。 <u>記入例</u> ☐緊結方法：N 値計算書による ☐その他（ ） 【令第 47 条第 1 項】 【平 12 建告第 1460 号第二号 表 1、表 2 及び表 3、第二号イ】 【マニュアル P.28～P.29】 【黄色本 P.131、P.135～P.137】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	継手・仕口 (令第 47 条)	継手・仕口等の接合方法	・ 小屋組の接合方法を記入。 <u>記入例</u> ☐ 耐風性向上のための接合部仕様 たるき・桁行接合：ひねり金物 ST-15 たるき・母屋接合：鉄丸くぎ 2-N75 2 本斜め打ち 小屋束ー小屋ばり・小屋束ーもや接合：かすがい C120 両面打ち (平 12 建告第 1460 号 基準風速 34[m/s] 樹種：J3 (スギ) Z マーク表示金物又は同等認定品) ☐ その他 () 【令第 47 条第 1 項】 【マニュアル P.28～P.29、】
	建築材料の品質 (法第 37 条)	建築物の基礎、主要構造部 及び安全上、防火上又は衛 生上重要である建築物の部 分である建築物の部分 (令 第 144 条の 3 に規定する部 分) に使用する指定建築材 料の種別	・ 指定建築材 (コンクリート、鉄筋及び鋼材等) の仕様を記入。 <u>記入例</u> ☐ 木造工事標準図等 ☐ コンクリート：Fc=24[N/mm²] ☐ 鉄筋：SD295 ☐ その他 () 【法第 37 条】 【マニュアル P.28～P.29、P.132】
		指定建築材料を使用する部 分	・ 指定建築材料を使用する部分を記入。 <u>記入例</u> ☐ コンクリート：基礎コンクリート 鉄筋：基礎鉄筋、引張筋かい ☐ その他 () 【法第 37 条】 【マニュアル P.28～P.29、P.132】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	建築材料の品質 (法第 37 条)	使用する建築材料の品質が適合する JIS 又は JAS 及び当該規格に適合することを証する事項	- 指定建築材（コンクリート、鉄筋及び鋼材等）の JIS 又は JAS の規格番号を記入。 記入例 ☐ コンクリート：JIS A5308 鉄筋：JIS G3112 鉄骨：JIS G3101 ☐ その他（ ） 【法第 37 条】 【マニュアル P.28～P.29、P.132】 【黄色本 P.48～57】
	補強コンクリートブロック造の塀 (令第 62 条の 8)	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種類及び寸法	- 塀の寸法、構造方法、材料の種類及び寸法を記入。 記入例 ☐ 塀の高さ：1,200 材料の種類：建築用コンクリートブロック A 種 壁の厚さ：150 控壁の配置：長さ 3.4m 以内ごと 控壁の構造：突出長さ 400、控壁高さ 1,200 ☐ その他（ ） 【令第 62 条の 8】 【マニュアル P.30～P.31】 【黄色本 P.155～157】
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	- 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法を記入。 記入例 ☐ 補強筋 壁内部：縦横に 80cm 間隔に D10 配置 横 筋：壁頂・基礎補強筋 D10 縦 筋：壁端部、隅角部 D10 補強筋端部：端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け ☐ その他（ ） 【令第 62 条の 8】 【マニュアル P.30～P.31】 【黄色本 P.155～157】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	法第 22 条区域内の建築物の屋根 (法第 22 条)	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	• 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法を記入。 <u>記入例</u> ☐ 仕上げ：粘土瓦(防災瓦) 瓦：不燃材料 野地板：構造用合板特類(厚)12、鉄丸くぎ N38@150 垂木に固定 防水紙：改質アスファルトルーフィング 940 (22kg) ☐ その他 () 【法第 22 条、令第 109 条の 9】 【マニュアル P.30～P.31、P.128～P.129】
	法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 23 条)	主要構造部(外壁及び軒裏)の材料の種別	• 主要構造部(外壁及び軒裏)の材料の種別を記入。 <u>記入例</u> ☐ 外壁仕上げ：窯業系サイディング(厚)18 通気構造 準防火構造(認定番号：QP020BE-XXXX) 軒裏仕上げ：繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP ☐ その他 () 【法第 23 条、令第 108 条、令第 109 条の 10】 【マニュアル P.30～P.31】
	シックハウス等対策 (法第 28 条の 2)	内装の仕上に使用する建築材料の種別	• 内装の仕上に使用する建築材料の種別を記入。 <u>記入例</u> ☐ 内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロス、化粧石こうボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)はすべて F☆☆☆☆ ☐ その他 () 【令第 20 条の 7】 【マニュアル P.30～P.31】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	シックハウス等対策 (法第 28 条の 2)	換気設備の構造	- 換気設備の構造を記入。 記入例 ☐機械換気設備の構造：第 3 種機械換気設備 80[m³/h]×2 基(1, 2 階便所に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量 ○○m³/h) 内装ドアにはアンダーカット H=10、または換気ガラリ設置 ☐その他 () 【令第 20 条の 8】 【マニュアル P.30～31】
	シックハウス等対策 (法第 28 条の 2)	天井裏等の種別	- 天井裏等の種別を記入。 記入例 ☐天井裏等(合板、構造用合板、収納内部、石こうボード)はすべて F☆☆☆☆ 全ての天井裏等 ☐その他 () 【令第 20 条の 8】 【マニュアル P.30～31】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	昇降機以外の建築設備 (法第 36 条 令第 129 条の 2 の 3 第二号)	昇降機以外の建築設備の構造方法	・ 昇降機以外の建築設備の構造方法を記入。 記入例 ☐ 建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する 平 12 建告第 1388 号及び同告示第 5（給湯設備）の構造方法に従い設置 ※具体的な事項については以下のとおり ☐ 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。 ☐ 建築物に設ける給水、排水その他の配管（給湯設備を除く。）は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 ☐ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 ☐ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ☐ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 ☐ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。満水時の質量が 15kg を超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平 12 建告第 1388 号第 5 の規定する構造方法によること。 ☐ その他（ ） 【令第 129 条の 2 の 3 第二号】 【H12 建告第 1388 号】 【マニュアル P.30～P.31】 【黄色本 P.66】 【スカイツリー本 P.370～373】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様表	建 築 設 備 （ 昇 降 機 ） (法第 36 条 令第 129 条の 2 の 3 第 1 号)	建築設備（昇降機）の構造方法	・ 昇降機を設ける場合、昇降機に関する事項を記入。 <u>記入例</u> ☐ 昇降機の籠が住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が 1.3 m²以下のものは、令第 129 条の 4 及び令第 129 条の 5、令第 129 条の 6 第一号、令第 129 条の 8 第 1 項の規定に適合 ☐ その他（ ） 【令第 129 条の 2 の 3 第 1 号】
	給排水設備配管 (法第 36 条、令第 129 条の 2 の 4)	配管設備に用いる材料の種別	・ 配管設備に用いる材料の種別を記入。 <u>記入例</u> ☐ 給水・給湯管材料 引込：ステンレス管 敷地内：耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内：架橋ポリエチレン管 ☐ 排水管材料 排水桝：コンクリート製桝、硬質塩化ビニル製桝 排水管：硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管：防食テープにて処理 排水勾配：1/100 以上 管径は上下水道局の基準による ☐ 水栓 吐水口空間を有効に確保する ☐ その他（ ） 【令第 129 条の 2 の 4 第 1 号】 【マニュアル P.30～31】
特記仕様書 標準図 標準配筋図	建築材料の品質 (令第 72 条) ※適用されないが、考慮 することが望ましい	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別	・ コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別を記入。 <u>記入例</u> ☐ 木造工事標準図等 ☐ コンクリートの骨材、水及び混和材料は JASS5 2022 による ☐ その他（ ） 【令第 72 条】 【黄色本 P.175～176】 【JASS5 2022 4 節 コンクリート材料】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
特記仕様書 標準図 標準配筋図	鉄筋コンクリートの基礎 (令第73条) ※適用されないが、考慮することが望ましい	鉄筋の配置、径、継手及び定着方法	鉄筋の配置、径、継手及び定着方法を記入。 記入例 ☐ 木造工事標準図等 ☐ 床下換気口（開口部）まわりの補強要領 ☐ 継手及び定着方法は標準配筋図（主筋の隅角部の定着長さは、構造詳細図に配筋要領を記入）。 ☐ その他（ ） 【マニュアルP.28～P.29、P.66、P.115～P.120、P.135】 【令第73条第2項】
	鉄筋コンクリートの基礎 (令第79条) ※適用されないが、考慮することが望ましい	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを記入。 記入例 ☐ 配筋標準図 ☐ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、布基礎の立ち上がり部分は4cm以上、基礎は6cm以上（捨コンクリートの部分を除く）。 【令第79条第1項】 【黄色本P.201～P.202】
	鉄筋コンクリートの基礎 (令第74条 令第75条) ※適用されないが、考慮することが望ましい	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法を記入。 記入例 ☐ コンクリート強度試験方法、調合及び養生方法はJASS5 2022による ☐ その他（ ） 【令第74条、令第75条】 【昭56建告第1102号】 【黄色本P.187～P.191】 【JASS5 2022 5節 調合、8節 養生、13節 品質管理・検査】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
特記仕様書 標準図 標準配筋図	鉄筋コンクリートの基礎 (令第 76 条) ※適用されないが、考慮することが望ましい	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	・コンクリートの型枠の取外し時期及び方法を記入。 <u>記入例</u> ☐ コンクリートの型枠の取外し時期及び方法は JASS5 2022 による ☐ その他 () 【令第 76 条】 【昭 46 建告第 110 号】 【黄色本 P.191～P.195】 【JASS5 2022 12 節 型枠】
付近見取図	付近見取図に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	方位、道路及び目標となる地物	・方位、道路及び目標となる地物を記入。 <u>記入例</u> ☐ 〇〇〇街道 ☐ 〇〇〇駅 ☐ 〇〇〇公園 ☐ 〇〇〇公園バス停 ☐ その他 () 【規則第 1 条の 3 第 1 項表 1】 【マニュアル P.62】
	都市計画区域等に関する規定 (法第 3 章)	敷地の位置	・敷地の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 申請地：〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇 (住居表示) ☐ その他 () 【法第 43 条ほか】 【マニュアル P.62】
配置図	配置図に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	縮尺・方位	・縮尺・方位を記入。 <u>記入例</u> ☐ S=1/100 ☐ その他 () 【規則第 1 条の 3 第 1 項表 1】 【マニュアル P.32～P.33】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
配置図	配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物とほかの建築物との別を記入。 <u>記入例</u> ☐ 道路境界線 ☐ 隣地境界線 ☐ 敷地境界線から建築物の通り芯までの寸法 ☐ 申請建物 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項表1】 【マニュアルP.32～P.33】
		擁壁の設置その他安全上適当な措置(法第19条第4項)	擁壁の設置その他安全上適当な措置を記入。 <u>記入例</u> ☐ RC 擁壁 H=1.0m ☐ その他 () 【法第19条第4項、規則第1条の3第1項表1】 【マニュアルP.32～P.33】
		土地の高低(法第19条第1項)、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さを記入。 <u>記入例</u> ☐ ±0、+50、+400 ☐ 道路中心からの高さ：樋先 i 3.610m、樋先 ii 6.472m、寄棟頂部 8.400m ☐ 地盤面からの高さ：樋先 i 3.324m、樋先 ii 6.186m、寄棟頂部 8.114m ☐ その他 () 【法第19条第1項、規則第1条の3第1項表1】 【マニュアルP.32～P.33】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
配置図	配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類 (法第42条)	敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類を記入。 <u>記入例</u> ☐ 前面道路 幅員 6.000m 法第42条第1項第1号道路（幅員は2か所以上記入し、法第42条第2項道路の場合は“道路後退線”を記入） ☐ その他（ ） 【法第19条第1項、規則第1条の3第1項表1】 【マニュアルP.32～P.33】
		下水道などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第19条第3項)	下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路を記入。 <u>記入例</u> ☐ 排水柵 ☐ 公共下水道 ☐ その他（ ） 【法第19条第3項、規則第1条の3第1項表1】 【マニュアルP.32、～P.33】
	塀 (法第20条、令第3章第4節ほか)	補強コンクリートブロック造等の塀の位置（令第3章第4節、第4節の2、第7節）	補強コンクリートブロック造等の塀の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ CB 塀 h=1,200 t=150 ☐ その他（ ） 【令第3章第4節、第4節の2、第7節】 【マニュアルP.32～P.33】
	水洗便所 (法第31条第1項)	排水ますの位置及び公共下水道の位置	排水ますの位置及び公共下水道の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 排水柵 ☐ 公共下水道 ☐ その他（ ） 【法第31条第1項】 【マニュアルP.32～P.33】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
配置図	くみ取便所、井戸 (法第 36 条)	くみ取便所の便槽及び井戸 の位置	くみ取便所の便槽及び井戸の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ くみ取り便所の便槽から井戸までの離隔 5m 以上 ☐ その他 () 【法第 36 条、令第 34 条】 【マニュアル P.32～P.33】
	都市計画区域等に関する規定 (法第 3 章)	敷地の道路に接する部分及びその長さ	敷地の道路に接する部分及びその長さを記入。 <u>記入例</u> ☐ 道路境界線 10.000m ☐ その他 () 【法第 43 条】 【マニュアル P.32～P.33】
		用途地域の境界線	用途地域の境界線を記入。 <u>記入例</u> ☐ 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域 ☐ その他 () 【法第 48 条ほか】 【マニュアル P.32～P.33】
		指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線を記入。 <u>記入例</u> ☐ 第一種低層住居専用地域(容積率 100%、建蔽率 60%)、第一種住居地域(容積率 200%、建蔽率 60%) ☐ その他 () 【法第 52 条】 【マニュアル P.32～P.33】
		防火地域の境界線	防火地域の境界線を記入。 <u>記入例</u> ☐ 防火地域、準防火地域 ☐ その他 () 【法第 61 条ほか】 【マニュアル P.32～P.33】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
配置図	都市計画区域等に関する規定 (法第3章) 第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離 (法第54条)	都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線	都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線を記入。 <u>記入例</u> ☐ 外壁後退線 ☐ 1,000 (境界線から外壁後退線までの寸法) ☐ その他 () 【法第54条】 【マニュアルP.32～P.33】
		申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置	申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第54条】 【マニュアルP.32～P.33】
		外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第135条の22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積	外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第135条の22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積を記入。 <u>記入例</u> ☐ 物置：軒高 2.3m、床面積 5 m ² ☐ その他 () 【法第54条、令第135条の22】 【マニュアルP.32～P.33】
		申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さを記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第3章、法第54条、令第135条の22】 【マニュアルP.32～P.33】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
配置図	都市計画区域等に関する規定 (法第 3 章) 建築物の各部分の高さ (法第 56 条)	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	・地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さを記入。 ☐ 記入例 ☐ 道路中心からの高さ：樋先 i 3.610m、樋先 ii 6.472m、寄棟頂部 8.400m ☐ 地盤面からの高さ：樋先 i 3.324m、樋先 ii 6.186m、寄棟頂部 8.114m ☐ その他（ ） 【法第 56 条】 【マニュアル P.32～P.33】
		地盤面の異なる区域の境界線	・地盤面の異なる区域の境界線を記入。 ☐ 記入例 ☐ その他（ ） 【法第 56 条ほか】 【マニュアル P.32～P.33】
		後退緩和(令第 130 条の 12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び面積	・後退緩和(令第 130 条の 12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積を記入。 ☐ 記入例 ☐ CB 塀 H=1,200 (BM からの高さ) ☐ 道路路面の中心の高さ BM+50 ☐ その他（ ） 【法第 56 条】 【マニュアル P.32、33】
		道路斜線制限の緩和(法第 56 条第 2 項)に規定する後退距離	・道路斜線制限の緩和(法第 56 条第 2 項)に規定する後退距離を記入。 ☐ 記入例 ☐ 道路後退ライン ☐ 742 (道路境界線から道路後退ラインまでの最小寸法) ☐ その他（ ） 【法第 56 条第 2 項】 【マニュアル P.32～P.33】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
配置図	都市計画区域等に関する規定 (法第3章) 建築物の各部分の高さ (法第56条)	2以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)または前面道路の反対側に公園等がある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線	2以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)または前面道路の反対側に公園等がある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線を記入。 <u>記入例</u> ☐ 2Aかつ35m以内の区域 ☐ その他の前面道路の中心線からの水平距離が10mを超える区域 ☐ 上記の区域外の区域 ☐ その他 () 【法第56条、令第132条第1項、第2項、令第134条第2項】 【マニュアルP.32～P.33】
		前面道路の反対側又は隣地にある公園、水面その他これらに類するものの位置	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 公園、広場、水面等の位置 ☐ その他 () 【法第56章、令第134条第1項】 【マニュアルP.32～P.33】
		北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 水面、線路敷等の位置 ☐ その他 () 【法第56条、令第135条の4条第1項】 【マニュアルP.32～P.33】
	地方公共団体が条例で定める規定 (法第40条など)	地方公共団体が条例で規定する基準への適合性審査に必要な事項	地方公共団体が条例で規定する基準への適合性審査に必要な事項を記入。 <u>記入例</u> ☐ 路地状部分の長さ及び幅員 ☐ がけの位置及び高さ ☐ その他 () 【法第40条など、愛知県建築基準条例第6条、第8条など】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
平面図	平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	縮尺・方位	・縮尺・方位を記入。 <u>記入例</u> ☐ S=1/100 ☐ その他 () 【規則 1 条の 3 第 1 項の表 1】 【マニュアル P.34～P.35】
		間取、各室の用途及び床面積	・間取、各室の用途及び床面積を記入。 <u>記入例</u> ☐ 居間・食事室 ☐ 16.562 m ² ☐ その他 () 【規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1】 【マニュアル P.34～P.35】
	居室の採光 (法第 28 条第 1 項及び第 4 項)	間取、各室の用途及び床面積	・間取、各室の用途及び床面積を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第 28 条第 1 項及び第 4 項】 【マニュアル P.34～P.35】
		居室の採光(法第 28 条第 1 項)に規定する開口部の位置及び面積	・居室の採光(法第 28 条第 1 項)に規定する開口部の位置及び面積を記入。 <u>記入例</u> ☐ AW1、AW2 ☐ その他 () 【法第 28 条第 1 項及び第 4 項】 【マニュアル P.34～P.35】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
平面図	居室の採光 (法第 28 条第 1 項 及び第 4 項)	敷地の接する道路の位置及 び幅員並びに採光補正係数 (令第 20 条第 2 項)に規定 する公園、広場、川その他 これらに類する空地又は水 面の位置及び幅	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに採光補正係数に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅を記入。 <u>記入例</u> ☐ 幅員 6.000m 法第 42 条第 1 項第 1 号道路 ☐ その他 () 【令第 20 条第 2 項】 【マニュアル P.34～P.35】
		採光補正係数(令第 20 条第 2 項)に規定する水平距離	採光補正係数に規定する水平距離を記入。 <u>記入例</u> ☐ 開口部直上から敷地境界線まで 1.650m ☐ その他 () 【令第 20 条第 2 項】 【マニュアル P.34～P.35】
	シックハウス、換 気設備 (法第 28 条の 2)	給気機又は給気口等の位 置、排気機又は排気口等の 位置	給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 給気口 ☐ 換気扇 ☐ その他 () 【法第 28 条の 2、令第 20 条の 8】 【マニュアル P.34～P.35】
		外壁の開口部に設ける建具 (通気ができる空隙のある ものに限る。)の構造	外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第 28 条の 2、令第 20 条の 7、令第 20 条の 8】 【マニュアル P.34～P.35】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
平面図	階段 (法第 36 条、令第 23 条から第 26 条)	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造を記入。 記入例 ☐有効幅：766 ☐蹴上：階高／段数 ＝ 2900／15 ＝ 199.33 ☐踏面：910／4 ＝ 227.5 ☐手すり：壁から 90 ☐その他（ ） 【法第 36 条、令第 23 条から第 26 条】 【マニュアル P.34～P.35】
	住宅用防災機器の設置・維持 (消防法第 9 条、第 9 条の 2)	住宅用防災機器の位置及び種類	住宅用防災機器の位置及び種類を記入。 記入例 ☐熱住宅用防災機器（熱式感知器） ☐煙住宅用防災機器（煙式感知器） ☐その他（ ） 【消防法第 9 条、第 9 条の 2】 【マニュアル P.34～P.35】
		市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項	市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項を記入。 記入例 ☐その他（ ） 【消防法第 9 条、第 9 条の 2】 【マニュアル P.34～P.35】
	居室の換気設備 (法第 28 条第 2 項から第 4 項)	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積を記入。 記入例 ☐AW1、AW2 ☐その他（ ） 【法第 28 条第 2 項から第 4 項】 【マニュアル P.34～P.35】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
平面図	居室の換気設備 (法第 28 条第 2 項 から第 4 項)	給気機又は給気口の位置	給気機又は給気口の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 給気口 100 φ ・ 防火覆い付 設置高さ FL+2100 ☐ その他 () 【法第 28 条第 2 項から第 4 項】 【マニュアル P.34～P.35】
		排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 換気扇 100 φ ・ 防火覆い付 (台所のみ 150 φ ・ FD 付) 設置高さ FL+2100 ☐ その他 () 【法第 28 条第 2 項から第 4 項】 【マニュアル P.34～P.35】
		かまど、こんろその他設備機器の位置、種別及び発熱量	かまど、こんろその他設備機器の位置、種別及び発熱量を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第 28 条第 3 項】 【マニュアル P.34～P.35】
		火を使用する室に関する換気経路	火を使用する室に関する換気経路を記入。 <u>記入例</u> ☐ 換気扇 150 φ ・ FD 付 設置高さ FL+2100 レンジフード材質：亜鉛鉄板 ☐ その他 () 【法第 28 条第 3 項】 【マニュアル P.34～P.35】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
平面図	居室の換気設備 (法第 28 条第 2 項 から第 4 項)	換気設備の有効換気量	換気設備の有効換気量を記入。 <u>記入例</u> ☐ 台所換気設備計算 (火気使用室) 有効換気量(AA-11BBBB) = 400 必要換気量 = $30 \times K(\text{m}^3) \times Q(\text{KWkg/h}) = 300.76$ $K(\text{都市ガス}) = 0.93$ $Q(\text{AA-B111-BBBBBB}) = 10.78$ ⇒有効換気量 > 必要換気量 ☐ その他 () 【法第 28 条第 2 項から第 4 項】 【マニュアル P.34～P.35】
	便所の窓又は換気設備 (法第 36 条、令第 28 条から第 31 条まで、第 33 条及び第 34 条(便所))	便所に設ける採光及び換気のための直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造	便所に設ける採光及び換気のための直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第 36 条、令第 28 条～第 31 条、第 33 条及び第 34 条】 【マニュアル P.34～P.35】
	火気使用室以外に設ける換気設備 (法第 36 条、令第 129 条の 2 の 5)	給気口又は給気機の位置	給気口又は給気機の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 給気口 100 φ ・ 防火覆い付 設置高さ FL+2100 ☐ その他 () 【法第 36 条、令第 129 条の 2 の 5】 【マニュアル P.34～P.35】
		排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 換気扇 100 φ ・ 防火覆い付 設置高さ FL+2100 ☐ その他 () 【法第 36 条、令第 129 条の 2 の 5】 【マニュアル P.34～P.35】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の 立面図	立面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	縮尺	・縮尺を記入。 記入例 ☐ S=1/100 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.36～P.37】
		開口部の位置	・開口部の位置を記入。 記入例 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.36～P.37】
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	・延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を記入。 記入例 ☐ 外壁：窯業系サイディング(厚)18 通気構造 (準防火構造(認定番号：QP020BE-XXXX)) ☐ 軒裏：繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP (不燃材料(認定番号：NM-XXXX)) ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.36～P.37】
	木造建築物 (令第3章第3節)	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状および寸法	・開口部の位置を記入 ※壁量平面図との整合性を確認する 【令第3章第3節】 【マニュアル P.36～P.37】
	採光補正係数 (法第28条第1項、第4項)	採光補正係数(令第20条第2項)に規定する垂直距離	・採光補正係数(令第20条第2項)に規定する垂直距離を記入。 記入例 ☐ 開口中心から建物直上まで 4,483 ☐ 開口中心から建物直上まで 1,167(北側窓も同じ) ☐ その他 () 【令第20条第2項】 【マニュアル P.36～P.37】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の 立面図	都市計画区域等に 関する規定 (法第3章)	敷地境界線	敷地境界線を記入。 <u>記入例</u> □道路境界線（法第42条第2項道路の場合は“道路後退線”も記入） □隣地境界線 □その他（ ） 【法第3章】 【マニュアルP.36、37】
		敷地の接する道路の位置、 幅員及び種類	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類を記入。 <u>記入例</u> □前面道路幅員 6,000 □法第42条第1項第1号道路 □その他（ ） 【法第3章】 【マニュアルP.36～P.37】
		壁面線	壁面線を記入。 <u>記入例</u> □壁面線 □その他（ ） 【法第3章】 【マニュアルP.36～P.37】
		門又は塀の位置及び高さ	門又は塀の位置及び高さを記入。 <u>記入例</u> □CB 塀 1,200 □その他（ ） 【法第3章】 【マニュアルP.36～P.37】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の 立面図	都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	用途地域の境界線	用途地域の境界線を記入。 <u>記入例</u> ☐ 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域 ☐ その他 () 【法第3章】 【マニュアル P.36～P.37】
		土地の高低	土地の高低を記入。 <u>記入例</u> ☐ BM±0 ☐ ±0、+400 ☐ その他 () 【法第3章】 【マニュアル P.36～P.37】
	都市計画区域等に関する規定 (法第3章) 建築物の各部分の高さ (法第56条)	前面道路の路面の中心の高さ	前面道路の路面の中心の高さを記入。 <u>記入例</u> ☐ 道路中心高さ (BM+50) ☐ その他 () 【法第3章、法第56条】 【マニュアル P.36～P.37】
		地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さを記入。 <u>記入例</u> ☐ 地盤面からの高さ : 樋先 i 3, 610、樋先 ii 6, 186 ☐ 道路中心からの高さ : 樋先 i 3, 324 ☐ その他 () 【法第3章、法第56条】 【マニュアル P.36～P.37】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の 立面図	都市計画区域等に関する規定 (法第3章) 建築物の各部分の高さ (法第56条)	道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(令第135条の2第2項)、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の3第2項)又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の4第2項)の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置	道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第3章、法第56条、令第135条の2第2項、令第135条の3第2項、令第135条の4第2項】 【マニュアルP.36～P.37】
		法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度	法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度を記入。 <u>記入例</u> ☐ 道路斜線制限：(道路幅員 6,000+道路境界から樋先までの距離 742+反対側の道路境界から後退緩和線までの距離 742) ×1.25=9,355 ☐ 北側斜線制限：庇先から隣地境界までの真北方向の距離 2,007×1.25+5,000=7,508.75 ☐ その他 () 【法第3章、法第56条第1項から第6項】 【マニュアルP.36～P.37】
		前面道路の中心線	前面道路の中心線を記入。 <u>記入例</u> ☐ 道路中心 ☐ その他 () 【法第3章、法第56条】 【マニュアルP.36～P.37】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の 立面図	都市計画区域等に関する規定 (法第3章) 建築物の各部分の高さ (法第56条)	擁壁の位置	・ 擁壁の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ RC 擁壁 H=1.0m ☐ その他 () 【法第3章、法第56条】 【マニュアル P.36～P.37】
		地盤面の異なる区域の境界線	・ 地盤面の異なる区域の境界線を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【法第3章、法第56条】 【マニュアル P.36～P.37】
		後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	・ 後退緩和に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積を記入。 <u>記入例</u> ☐ CB 塀 H=1,200 (BM からの高さ) ☐ 道路路面の中心の高さ BM+50 ☐ その他 () 【法第3章、法第56条、令第130条の12】 【マニュアル P.36～P.37】
		道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離	・ 道路斜線制限の緩和に規定する後退距離を記入。 <u>記入例</u> ☐ 道路斜線の後退緩和線 ☐ 後退緩和線までの寸法 742 ☐ その他 () 【法第3章、法第56条第2項】 【マニュアル P.36～P.37】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の 立面図	都市計画区域等に関する規定 (法第3章) 建築物の各部分の高さ (法第56条)	2以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線	2以上の前面道路がある場合又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合に規定する区域の境界線を記入。 記入例 ☐ 2A かつ 35m 以内の区域 ☐ その他の前面道路の中心線からの水平距離が 10m を超える区域 ☐ 上記の区域外の区域 ☐ その他 () 【法第3章、法第56条、令第132条第1項、令第132条第2項、令第134条第2項】 【マニュアル P.36～P.37】
		前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置を記入。 記入例 ☐ 公園、広場、水面等の位置 ☐ その他 () 【法第3章、令第134条第1項】 【マニュアル P.36～P.37】
		北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置を記入。 記入例 ☐ 水面、線路敷等の位置 ☐ その他 () 【法第3章、令第135条の4条第1項】 【マニュアル P.36～P.37】
	居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項)	給気機又は給気口の位置	給気機又は給気口の位置を記入。 記入例 ☐ 給気口 100φ 設置高さ FL+2100 ☐ その他 () 【法第28条第2項から第4項】 【マニュアル P.36～P.37】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の 立面図	居室の換気設備 (法第28条第2項 から第4項)	排気機若しくは排気口、排 気筒又は煙突の位置	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 換気扇 150φ 設置高さ FL+2100 ☐ その他 () 【法第28条第2項から第4項】 【マニュアル P.36～P.37】
2面以上の 断面図	断面図全般に関す る基本事項 (規則第1条の3第 1項の表1)	縮尺	縮尺を記入。 <u>記入例</u> ☐ S=1/100 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.38～P.39】
		地盤面	地盤面を記入。 <u>記入例</u> ☐ 地盤面 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.38～P.39】
		各階の床及び天井（天井の ない場合は、屋根）の高 さ、軒及びひさしの出並び 建築物の各部分の高さ	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並び建築物の各部分の高さを記入。 <u>記入例</u> ☐ 天井高 2,400 ☐ 軒の出 750 ☐ 軒高 6,404 ☐ 最高高さ 8,114 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.38～P.39】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の断面図	基礎、屋根ふき材等 (法第20条 令第3章第2節)	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法	・屋根ふき材の仕様を記入。 <u>記入例</u> ☐ 屋根ふき材：ガルバニウムカラー鋼板 ☐ 屋根ふき材：粘土瓦(防災瓦) ☐ その他 () 【法第20条、令第3章第2節】 【マニュアルP.38～P.39】
		床の防湿方法、階段の構造など (法第36条、令第2章第2節、第3節)	・最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法を記入。 <u>記入例</u> ☐ 床の高さ 64cm ☐ その他 () 【法第36条、令第2章第2節】 【マニュアルP.38～P.39】
		換気孔の位置	・換気孔の位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 面積 300cm ² 以上の床下換気孔を壁の長さ 5m 以下ごとに設ける ☐ その他 () 【法第36条、令第2章第2節】 【マニュアルP.38～P.39】
		ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況	・ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況を記入。 <u>記入例</u> ☐ ねずみの侵入を防ぐ設備を設置 ☐ その他 () 【法第36条、令第2章第2節】 【マニュアルP.38～P.39】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
2面以上の断面図	居室の採光 (法第 28 条第 1 項及び第 4 項)	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造	・階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造の位置を記入。 記入例 ☐有効幅：766 ☐蹴上：199.33 ☐踏面：227.5 ☐手すり：壁から 90 ☐その他（

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例												
建築面積求積図	建蔽率 (法第 53 条)	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・ 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を記入。 記入例 □面積表 <table style="width: 80%; margin-left: 60px;"> <thead> <tr> <th></th><th>縦</th><th>横</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td><td>0.91m</td><td>2.185m</td><td>1.98835 m²</td></tr> <tr> <td>A</td><td>. . . .</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 建築面積 a+A+. . . =71.216 m² =71.26 m² □その他（ ） 【法 53 条】 【マニュアル P.63】		縦	横	面積	a	0.91m	2.185m	1.98835 m ²	A			
	縦	横	面積												
a	0.91m	2.185m	1.98835 m ²												
A															
敷地面積求積図	容積率、建蔽率 (法第 52 条 法第 53 条 法第 53 条の 2)	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	・ 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式を記入。 記入例 □敷地面積表 <table style="width: 80%; margin-left: 60px;"> <thead> <tr> <th></th><th>底辺</th><th>高さ</th><th>倍面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>18.6011m</td><td>8.8705m</td><td>165.0010 m²</td></tr> <tr> <td>B</td><td>18.6011m</td><td>8.8705m</td><td>165.0010 m²</td></tr> </tbody> </table> 倍面積合計＝330.0021 m² 合計面積＝165.0010 m² ＝165.00 m² □その他（ ） 【法 52 条、法第 53 条、法第 53 条の 2 ほか】 【マニュアル P.63】		底辺	高さ	倍面積	A	18.6011m	8.8705m	165.0010 m ²	B	18.6011m	8.8705m	165.0010 m ²
	底辺	高さ	倍面積												
A	18.6011m	8.8705m	165.0010 m ²												
B	18.6011m	8.8705m	165.0010 m ²												
地盤面積算定表	平均地盤面の算定 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1、令第 2 条第 2 項)	建築物が周囲の地盤面と接する各位置の高さ	・ 建築物が周囲の地盤面と接する各位置の高さを記入。 記入例 □±0、+400 □その他（ ） 【規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1、令第 2 条第 2 項】 【マニュアル P.40～P.41】												

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
地盤面積算定表	平均地盤面の算定 (規則第1条の3第1項の表1、令第2条第2項)	平均地盤面を算定するための算式	- 平均地盤面を算定するための算式を記入。 <u>記入例</u> ☐ 地盤面 = 見付面積 12.51 m² / 周長 37.20m = 0.33639m = BM+336 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1、令第2条第2項】 【マニュアル P.40~P.41】
構造詳細図	詳細図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法を記入。 <u>記入例</u> ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.42~P.43】
構造詳細図	基礎の構造 (法第20条 令第3章第2節)	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	- 長期の地盤の許容応力度 q_a に応じて、以下の基礎の構造方法を記入。 ☐ $q_a < 20\text{kN/m}^2$: 基礎ぐいを用いた構造 ☐ $20\text{kN/m}^2 \leq q_a < 30\text{kN/m}^2$: 基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎 ☐ $q_a \geq 30\text{kN/m}^2$: 基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎 ☐ その他 () 【令第38条第3項】 【平12建告第1347号第1第1項】 【マニュアル P.42、P.117】 【黄色本 P.82】 - 液状化の有無及び対策を記入。 <u>記入例</u> ☐ 液状化 無 ☐ 液状化 有 ☐ 杭状地盤補強 ☐ べた基礎 ☐ 地盤改良 ☐ その他 () 【令第38条第3項】 【平12建告第1347号第1】 【黄色本 P.85】 【小規模建築物基礎設計指針 P.89~92】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
構造詳細図	基礎の構造 (法第 20 条 令第 3 章第 2 節)	令第 38 条第 3 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	・地盤改良等を行う場合は以下を記入。技術審査証明書を取得している場合、工法技術審査証明書等の必要書類を添付。 記入例 ・深層混合処理工法とする場合は、以下を添付。 ☐改良地盤の支持力の検討書 【令第 38 条第 3 項】 【改良地盤第 1 編第 5 章 改良地盤の鉛直支持力の検討】 【改良地盤第 1 編第 6 章 改良地盤の水平抵抗の検討】 【小規模建築物基礎設計指針 P.180】 ・浅層混合処理工法とする場合は、以下を添付。 ☐改良地盤の支持力の検討書 【令第 38 条第 3 項】 【改良地盤第 3 編第 4 章 設計】 ・小口径鋼管杭工法とする場合は、以下を添付。 ☐改良地盤の支持力の検討書 【令第 38 条第 3 項】 【小規模建築物基礎設計指針 P.180～P.183、P.185～～P.189】 ・地盤置換工法 (EPS) とする場合は、以下を添付 ☐建設技術審査証明書 ☐改良地盤の支持力の検討書 【令第 38 条第 3 項】 【黄色本 P.572～573】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
構造詳細図	基礎の構造 (法第 20 条 令第 3 章第 2 節)	令第 38 条第 3 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	・基礎ぐいを用いた構造とする場合、構造図にくいの仕様（鋼管ぐいとする場合は、ぐいの肉厚が 6 mm 以上で、かつ、杭の直径の 1% 以上）及び断面詳細図を記入。 ☐ 構造詳細図 ☐ その他（ ） 【令第 38 条第 3 項】 【平 12 建告第 1347 号第 1 第 2 項】 【マニュアル P.120】 【黄色本 P.86～P.87】 ・べた基礎又は布基礎とする場合、断面詳細図を記入。 ☐ 木造工事標準図等 ☐ 構造詳細図 ☐ その他（ ） ・べた基礎又は布基礎の補強筋（立ち上がりの縦筋）は、上端主筋部分では 180° フック、下端主筋は 90° フック（べた基礎は 180° フック）を記入。 【令第 38 条第 3 項】 【平 12 建告第 1347 号第 1 第 3 項又は第 4 項】 【マニュアル P.116～P.120】 【黄色本 P.88 図 3.1-5】 【小規模基礎設計指針 6.3 節 布基礎、6.6 節 ベた基礎】 ・換気口まわり及び人通口まわりの開口部補強要領を記入。 【マニュアル P.118】 【黄色本 P.88 図 3.1-5】 【小規模基礎設計指針 P.98】 ・基礎コーナー部の鉄筋の定着長さ（水平方向）を記載。 ☐ 構造詳細図 ☐ その他（ ） 【令第 73 条】※適用されないが、考慮することが望ましい 参考文献：小規模建築物基礎設計の手引き P.107 付 3. 配筋基準 7. 布基礎・基礎梁の主筋の定着（平面図）

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
構造詳細図		令第 38 条第 4 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	・令第 38 条第 4 項による場合（独立フーチング基礎等）は、以下を添付。 ☐ 構造計算書 ※令第 82 条第一号から第三号により当該基礎に作用する荷重の算定根拠及び基礎の断面算定等を添付 【令第 38 条第 4 項】 【黄色本 P.89】
	木造建築物 （法第 20 条 令第 3 章第 3 節）	屋根ふき材の種別	・構造詳細図（屋根）に屋根ふき材の種別を記入。 ☐ その他（ ） 【法第 20 条、令第 3 章第 3 節】
		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	・構造詳細図（外壁）を記入。 ☐ その他（ ） 【法第 20 条、令第 3 章第 3 節】
	法第 22 条区域内の建築物の屋根 （法第 22 条）	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	・屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法を記入。 <u>記入例</u> ☐ 仕上げ：粘土瓦 ☐ 野地板：構造用合板厚 12 ☐ 防水紙：改質アスファルトルーフィング ☐ その他（ ） 【法第 22 条】 【マニュアル P.42～P.43】
	法第 22 条区域内の建築物の外壁 （法第 23 条）	延焼おそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	・延焼おそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法を記入。 <u>記入例</u> ☐ 外壁仕上げ：窯業系サイディング厚 18 ☐ その他（ ） 【法第 23 条】 【マニュアル P.42～P.43】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
各階耐力壁 図他	壁量基準 (法第 20 条 令第 3 章第 3 節 令第 46 条 第 4 項) 平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1) 木造建築物における部材の位置等 (令第 3 章第 3 節)	令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	・ 令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を記入。 ☐新基準 ☐旧基準 ※別途旧基準への適合性を示す図書を添付 ・ 存在壁量の算定を記入。 ☐各階壁量平面図 ☐壁及び筋かいの位置及び種類 ☐通し柱及び開口部の位置 ☐構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 ☐耐力壁及び非耐力壁の位置 ☐耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置 ☐耐力壁と集計表の整合 ☐耐力壁・準耐力壁仕様一覧 <u>記入例</u> ☐耐力壁 A：告第 1100 号第 1 第 1 号 別表第 1 (二)、(六) ☐耐力壁 B：告第 1100 号第 1 第 2 号 別表第 2 (二) ☐耐力壁 C：告第 1100 号第 1 第 4 号 別表第 3 (二) ☐耐力壁 D：告第 1100 号第 2 第 14 号 (大臣認定) (製品名_____ 認定番号_____) ☐その他 (告示第 1100 号 第__ 第__号 別表第__ (__)) ☐準耐力壁：告第 1100 号第 1 第十四号 別表第 10 (一)、(三) ☐制振装置の有無 ☐有 (製品名_____ 認定番号_____) ☐無 ☐存在壁量の算定 (各階・各方向) 【令第 46 条第 4 項】 【昭 56 建告第 1100 号第 1、第 2】 【マニュアル P.44～P.51、P.137～P.143】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
各階耐力壁 図他	壁量基準 (法第 20 条 令第 3 章第 3 節 令第 46 条 第 4 項)	令第 46 第 4 項に規定する 基準への適合性審査に必要な事項	• 必要壁量の算定を記入。 ☐見付面積計算表 ☐見付面積（各階・各方向） ☐風圧力（見付面積）に対する必要壁量（各階・各方向） ☐各方向見付面積に乗ずる値 ☐壁量判定用床面積表 ☐各階床面積 ☐地震力（床面積あたり）に対する必要壁量（各階） ☐早見表による。※該当する部分を示したものを添付 ☐表計算ツールによる。※入力したものを添付 【マニュアル P.44～P.47、P.82～P.84】 • 壁量基準の判定を記入。 ☐壁量判定 ☐準耐力壁等の必要壁量に対する割合 ☐存在壁量及び必要壁量（各階・各方向） 【令第 46 条第 4 項】 【昭 56 建告第 1100 号第 3】 【マニュアル P.44～P.51、P.71～P.72、P.137～P.143】 【黄色本 P.108～P.129】 • 2 階の小屋裏に物置等を設ける場合、当該物置等の水平投影面積及び内法高さの平均の値及び算定経過を記入。 記入例 ☐小屋裏物置：無 ☐小屋裏物置：有 ☐断面図 ☐水平投影面積 ☐内法高さの平均値 ☐その他（ ） 【令第 46 条第 4 項】 【マニュアル P.85】 【平 12 建告第 1351 号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
各階四分割 法面積根拠 図他	壁配置のバランス (四分割法) (法第 20 条 令第 3 章第 3 節 令第 46 条 第 1 項 第 4 項)	令第 46 第 4 項に規定する 基準への適合性審査に必要 な事項	・ 令第 46 第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を記入。 □ 各階四分割法面積根拠図 □ 側端部の床面積の根拠となる図 □ 各階区画別床面積計算表 □ 側端部の床面積及び根拠となる計算表 □ 各階四分割法平面図 □ 耐力壁の種類 □ 耐力壁の配置 □ 各階各方向存在壁量 □ 耐力壁の壁倍率 □ 耐力壁の長さ □ 側端部分の存在壁量（各階・各方向） □ 四分割法判定 □ 側端部の地震力に対する必要壁量（各階・各方向） □ 壁量充足率 □ 充足率判定 □ 壁率比 □ 壁率判定 □ 四分割法判定 【令第 46 条第 4 項】 【平 12 建告第 1352 号】 【マニュアル P.52～P.53, P.73】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
各階柱頭柱脚金物算定平面図	柱頭柱脚の接合方法(N値計算法) (法第20条 令第3章第3節 令第47条第1項)	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	・令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項を記入 □各階柱頭柱脚金物算定平面図 □対象となる柱の位置と計算表の対応 □耐力壁の壁倍率 □耐力壁の種類と配置 □各階柱頭柱脚金物算定表 □N値計算表（各階） □対象となる柱の位置と計算表の対応 □壁倍率の差（A1、A2） □補正值（筋かいの場合） □出隅柱の判定 □周辺部材の押さえ効果を表す係数（B1、B2） □鉛直荷重による押さえ効果を表す係数（L） □決定N値 □N値に応じた接合金物の仕様 □使用金物一覧 □N値に応じた接合金物の仕様 ・筋かい及び軸組の仕口及び継手の仕様を記入。 □木造工事標準図等 □その他（ ） 【令第45条第3項、令第47条第1項】 【平12建告第1460号】 【マニュアルP.67～P.70、P.100～P.107、P.124～P.126】 【黄色本P.131～P.139】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
給排水衛生・電気設備図	配置図、平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	縮尺・方位	・縮尺・方位を記入。 <u>記入例</u> ☐ S=1/100 ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項表1】 【マニュアル P.58～P.59】
		間取、各室の用途及び床面積	・間取、各室の用途及び床面積を記入。 <u>記入例</u> ☐ 居間・食事室 ☐ 16.562 m ² ☐ その他 () 【規則第1条の3第1項の表1】 【マニュアル P.58～P.59】
	水洗便所 (法第31条第1項)	排水ますの位置	・排水ますの位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 排水枳 ☐ その他 () 【法第31条第1項】 【マニュアル P.58～P.59】
	電気設備 (法第32条)	常用の電源の種類及び位置	・常用の電源の種類及び位置を記入。 <u>記入例</u> ☐ 受電点(電圧：単相3線式 200V) ☐ 分電盤 ☐ その他 () 【法第32条】 【マニュアル P.58～P.59】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
給排水衛生・電気設備図	給排水その他配管設備の設置等 (法第 36 条、令第 129 条の 2 の 4)	配管設備の種類、配置及び構造	- 配管設備の種類、配置及び構造を記入。 ☐ 引込み管：水道用塩化ビニル管 ☐ 給水管：水道用塩化ビニル管 20 φ (防露 GW 厚 20) ☐ 給湯管：ステンレス鋼管 20 φ (防露 GW 厚 20) ☐ 排水管：硬質ポリ塩化ビニル管 ☐ ガス管：〇〇ガス指定品 ☐ 給湯器 ☐ 混合水栓 (給湯・給水)、水栓 (給水) ☐ 排水桝、雨水枡 200 φ ☐ 縦樋 60 φ ☐ 排水配管の構造は、令第 129 条の 2 の 4 第 3 項の規定に適合すること ☐ その他 () 【令第 129 条の 2 の 4】 【マニュアル P.58～P.59】
		配管設備末端の連結先	- 配管設備末端の連結先を記入。 ☐ その他 () 【令第 129 条の 2 の 4】 【マニュアル P.58～P.59】
		給水管の止水弁の位置	- 給水管の止水弁の位置を記入。 ☐ 止水弁 ☐ その他 () 【令第 129 条の 2 の 4】 【マニュアル P.58～P.59】
		排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	- 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置 ☐ 排水トラップの構造は、昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第 3 号の規定に適合すること ☐ 通気管の構造は、昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第 5 号の規定に適合すること ☐ その他 () 【令第 129 条の 2 の 4】 【マニュアル P.58～P.59】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例																																																																					
換気・採光 計算書	居室の採光 (法第 28 条第 1 項 及び第 4 項)	居室の採光(法第 28 条第 1 項)に規定する開口部の位置及び面積	・居室の採光(法第 28 条第 1 項)に規定する開口部の位置及び面積を記入。 記入例 ☐採光計算書 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th><th rowspan="2">建具記号</th><th rowspan="2">開口部名称 サッシサイズ</th><th rowspan="2">直上頂部 から敷地 境界 D</th><th rowspan="2">窓中心 から 直上頂部 H</th><th colspan="2">採光補正係数 A</th><th rowspan="2">窓ガラス の面積 B</th><th rowspan="2">有効採光 面積 E=A×B</th><th rowspan="2">居室面 積 S</th><th rowspan="2">必要採 光面積 F=S/7</th><th rowspan="2">採光判 定 (E>F)</th></tr> <tr> <th>D/H×6-1.4 (算定式)</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居間・ 食事室</td><td rowspan="2">AW1 2 階軒先</td><td rowspan="2">引違い (南) W1650× H2200</td><td rowspan="2">1.650</td><td rowspan="2">4.383</td><td>0.85</td><td rowspan="3">0.85</td><td rowspan="3">0.7× 2.0×2 =2.80</td><td rowspan="3">2.38</td><td rowspan="3">16.562</td><td rowspan="3">2.37</td><td rowspan="3">OK</td></tr> <tr> <td>2 階軒先</td></tr> <tr> <td>AW1 バルコニー</td><td>引違い (南) W1650× H2200</td><td>1.450</td><td>1.500</td><td>4.39</td><td>バルコニー</td></tr> <tr> <td>和室</td><td>AW2</td><td>引違い (南) W1650× H2000</td><td>1.650</td><td>4.483</td><td>0.80</td><td>0.80</td><td>0.7× 1.8× 2=2.52</td><td>2.01</td><td>11.593</td><td>1.66</td><td>OK</td></tr> <tr> <td>...</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ☐その他 () 【法第 28 条第 1 項及び第 4 項】 【マニュアル P.60～P.61】	室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	直上頂部 から敷地 境界 D	窓中心 から 直上頂部 H	採光補正係数 A		窓ガラス の面積 B	有効採光 面積 E=A×B	居室面 積 S	必要採 光面積 F=S/7	採光判 定 (E>F)	D/H×6-1.4 (算定式)		居間・ 食事室	AW1 2 階軒先	引違い (南) W1650× H2200	1.650	4.383	0.85	0.85	0.7× 2.0×2 =2.80	2.38	16.562	2.37	OK	2 階軒先	AW1 バルコニー	引違い (南) W1650× H2200	1.450	1.500	4.39	バルコニー	和室	AW2	引違い (南) W1650× H2000	1.650	4.483	0.80	0.80	0.7× 1.8× 2=2.52	2.01	11.593	1.66	OK	...																							
		室名							建具記号	開口部名称 サッシサイズ						直上頂部 から敷地 境界 D	窓中心 から 直上頂部 H						採光補正係数 A							窓ガラス の面積 B	有効採光 面積 E=A×B	居室面 積 S	必要採 光面積 F=S/7	採光判 定 (E>F)																																						
				D/H×6-1.4 (算定式)																																																																				
居間・ 食事室	AW1 2 階軒先	引違い (南) W1650× H2200	1.650	4.383	0.85	0.85	0.7× 2.0×2 =2.80	2.38	16.562	2.37	OK																																																													
					2 階軒先																																																																			
	AW1 バルコニー	引違い (南) W1650× H2200	1.450	1.500	4.39							バルコニー																																																												
和室	AW2	引違い (南) W1650× H2000	1.650	4.483	0.80	0.80	0.7× 1.8× 2=2.52	2.01	11.593	1.66	OK																																																													
...																																																																								
		居室の床面積																																																																						
		開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法																																																																						
換気・採光 計算書	必要有効換気量の算出 (法第 28 条第 2 項 から第 4 項)	必要有効換気量及びその算出方法	・必要有効換気量及びその算出方法を記入。 記入例 ☐必要有効換気量を算出した際の計算書 <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th><th>建具記号</th><th>開口部名称 サッシサイズ</th><th>窓ガラスの面積 B</th><th>居室面積 S</th><th>有効換気面積 C=B/2</th><th>必要換気面積 D=S/20</th><th>換気判定 (C>D)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居間・食事室</td><td>AW1</td><td>引違い(南) W1650×H2200</td><td>0.7×2.0× 2=2.80</td><td>16.562</td><td>1.40</td><td>0.83</td><td>OK</td></tr> <tr> <td>和室</td><td>AW2</td><td>引違い(南) W1650×H2000</td><td>0.7×1.8× 2=2.52</td><td>11.593</td><td>1.26</td><td>0.58</td><td>OK</td></tr> <tr> <td>...</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ☐その他 () 【法第 28 条第 2 項から第 4 項】 【マニュアル P.60～P.61】	室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	窓ガラスの面積 B	居室面積 S	有効換気面積 C=B/2	必要換気面積 D=S/20	換気判定 (C>D)	居間・食事室	AW1	引違い(南) W1650×H2200	0.7×2.0× 2=2.80	16.562	1.40	0.83	OK	和室	AW2	引違い(南) W1650×H2000	0.7×1.8× 2=2.52	11.593	1.26	0.58	OK	...																																												
室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	窓ガラスの面積 B	居室面積 S	有効換気面積 C=B/2	必要換気面積 D=S/20	換気判定 (C>D)																																																																	
居間・食事室	AW1	引違い(南) W1650×H2200	0.7×2.0× 2=2.80	16.562	1.40	0.83	OK																																																																	
和室	AW2	引違い(南) W1650×H2000	0.7×1.8× 2=2.52	11.593	1.26	0.58	OK																																																																	
...																																																																								

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例																																																			
換気・採光 計算書	換気回数の検討 (シックハウス等対策) (法第28条の2、令第20条の7、8)	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 換気回数及び必要有効換気量	・必要有効換気量及びその算出方法を記入。 記入例 ☐ 有効換気量または有効換気換算量を算出した際の計算書 <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th><th>床面積 ㎡</th><th>平均天井 高 H</th><th>気積 m³</th><th>必要有効 換気量(A) m³/h</th><th>換気種別</th><th>給気機 による 給気量 (A) m³/h</th><th>排気機 による 排気量 (B) m³/h</th><th>換気回数 n</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1F 玄関</td><td>2.485</td><td>2.580</td><td>6.412</td><td rowspan="6">127.480</td><td rowspan="3">第三種換気 設備給気口 及び排気機</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">80</td><td rowspan="3"></td></tr> <tr> <td>1F ホール</td><td>5.300</td><td>2.400</td><td>12.720</td></tr> <tr> <td>・・・</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2F 廊下</td><td>6.624</td><td>2.400</td><td>15.898</td><td rowspan="3">第三種換気 設備給気口 及び排気機</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">80</td><td rowspan="3"></td></tr> <tr> <td>2F 階段</td><td>4.140</td><td>2.400</td><td>9.936</td></tr> <tr> <td>・・・</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td></td><td>254.960</td><td></td><td></td><td></td><td>160</td><td>0.63>0.5</td></tr> </tbody> </table> ☐ その他 () 【法第28条の2】 【マニュアル P.60～P.61】	室名	床面積 ㎡	平均天井 高 H	気積 m ³	必要有効 換気量(A) m ³ /h	換気種別	給気機 による 給気量 (A) m ³ /h	排気機 による 排気量 (B) m ³ /h	換気回数 n	1F 玄関	2.485	2.580	6.412	127.480	第三種換気 設備給気口 及び排気機		80		1F ホール	5.300	2.400	12.720	・・・				2F 廊下	6.624	2.400	15.898	第三種換気 設備給気口 及び排気機		80		2F 階段	4.140	2.400	9.936	・・・				合計			254.960				160	0.63>0.5
室名	床面積 ㎡	平均天井 高 H	気積 m ³	必要有効 換気量(A) m ³ /h	換気種別	給気機 による 給気量 (A) m ³ /h	排気機 による 排気量 (B) m ³ /h	換気回数 n																																														
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	127.480	第三種換気 設備給気口 及び排気機		80																																															
1F ホール	5.300	2.400	12.720																																																			
・・・																																																						
2F 廊下	6.624	2.400	15.898		第三種換気 設備給気口 及び排気機		80																																															
2F 階段	4.140	2.400	9.936																																																			
・・・																																																						
合計			254.960				160	0.63>0.5																																														
がけの断面 図	地方公共団体の条例による制限の附加 (法第40条 県条例第8条 細則第1条)	敷地とがけとの状況	・計画に係る建築物の敷地とがけとの状況を記入 記入例 ☐ がけの高さ ☐ 敷地とがけとの距離 ☐ がけの斜面の勾配 ☐ その他 () 【法第40条、県条例第8条】 ※高さ2mを超えるがけ(がけの斜面の勾配が30度以下の場合を除く)に接し、又は近接する場合に添付																																																			

省エネ（仕様基準）

※1 記載する設計図書はあくまでも例であり、別の図書に必要な項目が記載されていれば、必ずしも当該設計図書が必要とならないことに留意してください。

※2 地域区分4（豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村）及び豊根村）については、明示不要です。

※3 愛知県の地域区分はこちらからご確認ください。「<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/313263.pdf>」

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様書(仕上げ表を含む。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成28年国土交通省告示第266号)	部位の断熱材の熱抵抗値又は部位の熱貫流率	・屋根又は天井、壁、床、土間床等の外周部分の基礎壁の断熱性能を断熱材の熱抵抗値で評価する場合に記入。 ・仕様書や平面図、断面図に各部位の断熱材の仕様と熱抵抗値を記入。 ※断熱材の熱伝導率が記載された根拠資料を添付（技術情報2.1 第三章第三節に示されている熱伝導率を採用する場合は添付不要） 【平28国交告266】 【テキストP.54～P.55、P.58、P.76～P.79】 【資料集P.木造戸建て（仕様基準）1-3、1-4、1-7、1-25～1-28】 ・屋根又は天井、壁、床、土間床等の外周部分の基礎壁の断熱性能を熱貫流率で評価する場合に記入。 ・平面図や断面図に各部位を構成する断熱材や面材などの仕様を記入し、各部位の熱貫流率を算定。 ※断熱材等の建材の熱伝導率が記載された根拠資料を添付（技術情報2.1 第三章第三節に示されている熱伝導率を採用する場合は添付不要） 【平28国交告266】 【テキストP.54、P.58、P.77～P.79】 【資料集P.木造戸建て（仕様基準）1-3、1-7、1-26～1-28】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様書(仕上げ表を含む。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	開口部の熱貫流率※1	・ 開口部の熱貫流率に関して記入 <u>窓の記入例</u> ☐ 建具仕様※4、ガラス仕様※5、窓の熱貫流率※6 ☐ その他 () ※4 木製建具、樹脂製建具、木と金属の複合材料製建具、樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具又はその他の別 ※5 Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類及び中空層の厚さ ※6 断熱建材協議会のホームページ等で公開されている早見表(「建具とガラスの組み合わせ」による開口部の熱貫流率)の熱貫流率を記入 <u>ドアの記載例</u> ☐ 戸の仕様※7、ポストの有無※8、枠の種類※9、ガラスの仕様※5、ドアの熱貫流率※6 ☐ その他 () ※7 金属製高断熱フラッシュ構造、金属製断熱フラッシュ構造、金属製フラッシュ構造、金属製ハニカムフラッシュ構造、金属製又はその他の別 ※8 戸に設置された郵便受け等の有無 ※9 木製、金属製熱遮断構造、木と金属との複合材料製、樹脂と金属の複合材料製、金属製又はその他の別 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.61～P.65、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-10～1-14、1-25～1-27】
		窓の日射熱取得率※1 ※2	・ 窓の日射熱取得率に関して記入。 ・ 開口部日射遮蔽性能を窓の日射熱取得率で評価する場合、以下を記入。 <u>記入例</u> ☐ 建具仕様※4、ガラス仕様※5、Low-E 日射区分※10、日射熱取得率※11 ☐ その他 () ※10 日射取得型又は日射遮蔽型の別 ※11 技術情報 2.1 第三章第四節に示されている開口部の垂直面日射熱取得率を記入 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.62～P.65、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-11～1-14、1-25～1-27】

一般的に広く用いられることが想定される記入例のみ記入

一般的に広く用いられることが想定される記入例のみ記入

一般的に広く用いられることが想定される記入例のみ記入

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様書(仕上げ表を含む。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	ガラスの日射熱取得率※1 ※2	- ガラスの日射熱取得率に関して記入。 - 開口部日射遮蔽性能をガラスの日射熱取得率で評価する場合、以下を記入。 記入例 ☐ 製品名（ガラス）※12、ガラス仕様※5、ガラス日射熱取得率※13 ☐ その他（ ） ※12 特定メーカーの固有製品名等 ※13 技術情報 2.1 第三章第四節に示されているガラスの垂直面日射熱取得率を記入 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.62～P.65、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て（仕様基準）1-11～1-14、1-25～1-27】
		暖房方式	暖房方式を記入。 記載例 ☐ 住戸全体を暖房 ☐ 居室のみ暖房 ☐ その他（ ） 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.66～P.68、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て（仕様基準）1-15～1-17、1-25～1-28】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様書(仕上げ表を含む。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	暖房設備の種類及びその効率	・暖房設備の種類及びその効率を記入。 <u>住戸全体を暖房する場合の記入例</u> ☐ダクト式セントラル空調機、ヒートポンプ熱源 ☐その他 () <u>居室のみ暖房する場合の記入例</u> ☐ルームエアコンディショナー 区分 (い) ☐ルームエアコンディショナー 区分 (ろ) ☐温水暖房用パネルラジエーター 石油熱源機 JIS S3031 に規定する熱効率○%、配管に断熱被覆有り ☐温水暖房用パネルラジエーター ガス熱源機 JIS S2112 に規定する熱効率○%、配管に断熱被覆有り ☐温水暖房用パネルラジエーター フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機、配管に断熱被覆有り ☐強制対流式の密閉式石油ストーブ JIS S3031 に規定する熱効率○% (地域区分 4 に適用) ☐その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.66～P.68、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-15～1-17、1-25～1-28】
		冷房方式	・冷房方式を記入。 <u>記載例</u> ☐住戸全体を冷房 ☐居室のみ冷房 ☐その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.66～P.68、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-15～1-17、1-25～1-28】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様書(仕上げ表を含む。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	冷房設備の種類及びその効率	・ 冷房設備の種類及びその効率を記入。 <u>住戸全体を冷房する場合の記入例</u> ☐ダクト式セントラル空調機、ヒートポンプ熱源 ☐その他 () <u>居室のみ冷房する場合の記入例</u> ☐ルームエアコンディショナー 区分 (い) ☐ルームエアコンディショナー 区分 (ろ) ☐その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.66～P.68、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-15～1-17、1-25～1-28】
		比消費電力 換気方式 ダクトの内径 電動機の仕様	・ 比消費電力、換気方式、ダクトの内径又は電動機の仕様を記入。 <u>記入例</u> ☐比消費電力 $\text{〇W}/([\text{m}^3/\text{h}]) \leq 0.3 \text{ W}/([\text{m}^3/\text{h}])$ ☐ダクト式第一種換気設備 (熱交換換気設備の採用なし) 電動機 DC モーター、ダクトの内径 ≥ 75 ☐ダクト式第二種換気設備、ダクトの内径 ≥ 75 ☐ダクト式第三種換気設備、ダクトの内径 ≥ 75 ☐壁付式第二種換気設備 ☐壁付式第三種換気設備 ☐その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.66、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-15、1-25～1-28】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
仕様書(仕上げ表を含む。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	非居室の照明設備の種類	非居室の照明設備の種類を記入。 <u>記入例</u> ☐ 非居室の照明設備は全て LED を使用 ☐ 非居室の照明設備は全て蛍光灯を使用 ☐ 非居室の照明設備は全て LED 及び蛍光灯を使用 ☐ その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.72～P.73、P.76～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-21～1-22、1-25～1-28】
		給湯機の種類 給湯機の効率等	給湯機の種類及び効率等を記入。 <u>記入例</u> ☐ 石油給湯機 JIS S2075 に規定するモード熱効率○% ☐ ガス給湯機 JIS S2075 に規定するモード熱効率○% ☐ CO₂冷媒電気ヒートポンプ給湯機 (地域区分 5～7 に適用) ☐ CO₂冷媒電気ヒートポンプ給湯機 JIS C9220 に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率○ (地域区分 4 に適用) ☐ CO₂冷媒電気ヒートポンプ給湯機 JIS C9220 に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合の年間給湯効率○ (地域区分 4 に適用) ☐ その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.74～P.78】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-23～1-28】
各階平面図	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	建築物の種類 (建て方)	建築物の種類 (建て方) を記入。 <u>記入例</u> ☐ 一戸建ての住宅 ☐ その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.54】 【資料集 P.木造戸建て(仕様基準) 1-3】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
各階平面図	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	仕様基準の対象部位	・ 屋根又は天井、壁、床、土間床等の外周部分の基礎壁及び開口部について、仕様基準の対象部位を明示。 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.54～P.55、P.57】 【資料集 P.木造戸建て（仕様基準） 1-3、1-4、1-6】
		部位の構造及び工法	・ 部位の構造及び工法を記入。 記入例 ☐ 木造軸組工法 ☐ その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.54】 【資料集 P.木造戸建て（仕様基準） 1-3】
		断熱材の施工法	・ 屋根又は天井、壁、床、土間床等の外周部分の基礎壁の断熱材の施工法を記入。 屋根又は天井、壁、床の記入例 ☐ 外張断熱 ☐ 充填断熱 ☐ 内張断熱 ☐ その他 () 土間床等の外周部分の基礎壁の記入例 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 内断熱 ☐ その他 () 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.54、P.77～P.79】 【資料集 P.木造戸建て（仕様基準） 1-3、1-26～1-28】

図面名	根拠条文	明示すべき事項	記入要領・記入例
各階平面図	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	付属部材の有無※2	・付属部材の有無に関して記入。 ・開口部の日射遮蔽性能を付属部材で評価する場合、平面図に紙障子や外付けブラインドの位置を明示。 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.65】 【資料集 P.木造戸建て（仕様基準） 1-14】
立面図	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	ひさし、軒等の有無※2	・ひさし、軒等の有無に関して記入。 ・開口部の日射遮蔽性能をひさし、軒等（以下「ひさし等」）で評価する場合、断面図や立面図にひさし等の位置を明示し、ひさし等の外壁からの出寸法 D、ひさし等下端から開口部下端までの寸法 H を明示。$D \geq 0.3H$ 【平 28 国交告 266】 【テキスト P.65】 【資料集 P.木造戸建て（仕様基準） 1-14】